2　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、容器の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　構造図

二　材料証明書

（容器型式承認証）

第五十条　経済産業大臣は、法第四十九条の二十二（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。第五十六条において同じ。）の規定により容器の型式を承認したときは、様式第二十三の容器型式承認証を交付するものとする。

（試験の申請）

第五十一条　法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第二十四の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（容器型式試験合格証）

第五十二条　協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該容器が試験に合格したときは、様式第二十五の容器型式試験合格証を発行しなければならない。

（登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者が行う刻印等の方式）

第五十三条　法第四十九条の二十五第一項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、刻印をしようとする者は、告示に定める方式に従って刻印をしなければならない。

2　法第四十九条の二十五第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、標章の掲示をしようとする者は、告示に定める方式に従って行わなければならない。

（附属品の型式承認の申請）

第五十四条　法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の附属品の型式承認を受けようとする者は、様式第二十六の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（型式承認に要する附属品及び書類）

第五十五条　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める附属品の数量は、第十一条第一項に掲げる附属品の規格に適合するために必要な数とする。

2　法第四十九条の二十一第三項の経済産業省令で定める書類のうち、附属品の型式承認に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一　構造図

二　材料証明書

（附属品型式承認証）

第五十六条　経済産業大臣は、法第四十九条の二十二により附属品の型式を承認したときは、様式第二十七の附属品型式承認証を交付するものとする。

（試験の申請）

第五十七条　法第四十九条の二十三第一項の試験のうち、附属品に係るものを受けようとする者は、様式第二十八の附属品型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（附属品型式試験合格証）

第五十八条　協会又は指定容器検査機関は、法第四十九条の二十三第三項により当該附属品が試験に合格したときは、様式第二十九の附属品型式試験合格証を発行しなければならない。

（登録附属品製造業者及び外国登録附属品製造業者が行う刻印）

第五十九条　法第四十九条の二十五第三項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により刻印をしようとする者は、告示に定める方式に従って刻印をしなければならない。

第十章　帳簿

第六十条　法第六十条第一項の帳簿に記載すべき事項は、次の表の上欄に掲げる記載すべき者の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき者の区分	記載すべき事項
容器製造業者	一　刻印又は標章がされたとき。 型式承認番号（自主検査刻印等のある容器に限る。）、容器の製造番号、充塡すべきガスの種類、内容積、製造年月日、場所及び成績並びに材料の製造者 二　容器を譲渡したとき。 容器の製造番号、譲渡先及び譲渡年月日
容器検査所の登録を受けた者	一　容器再検査をしたとき。 容器の型式承認番号及び製造番号並びに容器再検査の年月日及び成績 二　附属品再検査をしたとき。 附属品の型式承認番号並びに附属品再検査の年月日及び成績

2　法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一　容器については、経過年数四年一月以下のものは前項に掲げる事項を記載した日から四年一月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、経過年数四年一月を超えるものは同項に掲げる事項を記載した日から二年三月を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二　容器に装置されている附属品については、前項に掲げる事項を記載した日から最初に受ける容器再検査までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

3　前項の規定にかかわらず、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備え、保存しなければならない期間は、次の各号に定める期間とする。

一　第十五条第二項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第十五条第二項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

二　第十八条第二項の経済産業大臣の認可を受けた場合については、第一項に掲げる事項を記載した日から第十八条第二項に規定する経済産業大臣の認可に係る期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間

4　前二項の規定にかかわらず、容器製造業者が容器を譲渡した場合は、容器製造業者が第一項に掲げる事項を記載した帳簿を容器ごとに備え、第一項に掲げる事項を記載した日から最初に受ける容器再検査の日までの期間を経過する日から起算して一月を経過する日までの間、保存しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。

（容器保安規則の一部改正）

第二条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「令」という。」を削り、「できるもの（」の下に「国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。」を加える。

第二条中「第二十八号」を「第二十八号の二」に改める。

第十一条中「第四項」を「第五項」に改める。